

議案第 27 号

狭山市立公民館条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市立公民館条例（昭和 53 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表狭山市立中央公民館の項中「狭山市入間川 3 丁目 1 番 1 号」を「狭山市入間川 1 丁目 3 番 1 号」に改める。

第 5 条各号を次のように改める。

（ 1 ）中央公民館

ア 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（ 2 ）中央公民館以外の公民館

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日（アに掲げる日を除く。）

第 6 条を次のように改める。

（開館時間）

第 6 条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

（ 1 ）中央公民館

ア 午前 9 時から午後 10 時まで

（ 2 ）中央公民館以外の公民館

ア 日曜日及び月曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 火曜日から土曜日までにあつては、午前 9 時から午後 10 時まで

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

施設の名称		使用料(単位 円)					
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで
狭山市立中央公民館	第1学習室	400	400	400	400	400	600
	第2学習室	200	200	200	200	200	300
	第3学習室	400	400	400	400	400	600
	第4学習室	200	200	200	200	200	300
	第1会議室	200	200	200	200	200	300
	第2会議室	500	500	500	500	500	750
	第1和室	300	300	300	300	300	450
	第2和室	300	300	300	300	300	450
	ホール	700	700	700	700	700	1,050
	グリーンホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	400	400	400	400	400	600
	視聴覚室	450	450	450	450	450	700
	工芸室	450	450	450	450	450	700
狭山市立富士見公民館	第1学習室	400	400	400	400	400	600
	第2学習室	300	300	300	300	300	450
	会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	300	300	300	300	300	450
	ホール	800	800	800	800	800	1,200
	調理実習室	400	400	400	400	400	600
	音楽室	400	400	400	400	400	600
	工芸室	300	300	300	300	300	450
狭山市立入曽公民館	第1学習室	400	400	400	400	400	600
	第2学習室	400	400	400	400	400	600
	会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	400	400	400	400	400	600
	ホール	650	650	650	650	650	1,000
	調理実習室	400	400	400	400	400	600
狭山市立水野公民館	第1学習室	200	200	200	200	200	300
	第2学習室	200	200	200	200	200	300
	第3学習室	300	300	300	300	300	450
	会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	400	400	400	400	400	600
	ホール	700	700	700	700	700	1,050
	調理実習室	400	400	400	400	400	600
	音楽室	400	400	400	400	400	600
	工芸室	400	400	400	400	400	600
狭山市立堀兼公民館	学習室	300	300	300	300	300	450
	会議室	300	300	300	300	300	450

	和室	300	300	300	300	300	450
	ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	200	200	200	200	200	300
狭山市立狭山 台公民館	学習室	400	400	400	400	400	600
	第1会議室	200	200	200	200	200	300
	第2会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	400	400	400	400	400	600
	ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	300	300	300	300	300	450
	狭山市立新狭 山公民館	会議室	300	300	300	300	300
和室		300	300	300	300	300	450
調理実習室		200	200	200	200	200	300
ホール (全室)		700	700	700	700	700	1,050
ホール (一室)		300	300	300	300	300	450
狭山市立奥富 公民館	学習室	300	300	300	300	300	450
	会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	400	400	400	400	400	600
	ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	300	300	300	300	300	450
	多目的室	500	500	500	500	500	750
狭山市立柏原 公民館	学習室	300	300	300	300	300	450
	和室	300	300	300	300	300	450
	ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	200	200	200	200	200	300
	工芸室	200	200	200	200	200	300
狭山市立広瀬 公民館	学習室	300	300	300	300	300	450
	第1会議室	200	200	200	200	200	300
	第2会議室	200	200	200	200	200	300
	ホール	600	600	600	600	600	900
	和室	300	300	300	300	300	450
	調理実習室	300	300	300	300	300	450
狭山市立水富 公民館	第1学習室	300	300	300	300	300	450
	第2学習室	200	200	200	200	200	300
	会議室	200	200	200	200	200	300
	和室	300	300	300	300	300	450
	ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	200	200	200	200	200	300

備考 法第22条第6号に規定する公民館の事業に該当しない利用に係る使用料は、この表に定める金額に、当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。

第2条 狭山市立公民館条例の一部を次のように改正する。

別表狭山市立中央公民館の項を次のように改める。

狭山市立中央 公民館	第1学習室	200	200	200	200	200	300
	第2学習室	200	200	200	200	200	300
	第3学習室	200	200	200	200	200	300
	第4学習室	250	250	250	250	250	400
	第5学習室	500	500	500	500	500	750
	第1和室	300	300	300	300	300	450
	第2和室	400	400	400	400	400	600
	第1ホール	600	600	600	600	600	900
	第2ホール	600	600	600	600	600	900
	調理実習室	400	400	400	400	400	600
	視聴覚室	300	300	300	300	300	450
	工芸室	500	500	500	500	500	750

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市立公民館条例別表の規定は、平成24年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の狭山市立公民館条例別表の規定（狭山市立中央公民館の項に限る。）は、第1条中第2条の表の改正規定の施行日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立中央公民館の移転に伴い、同館の位置、休館日及び開館時間の規定を改め、併せて公民館施設の有効活用及び利用者の利便性の向上を図るため、利用方法を見直すとともに、受益者負担の適正化を図るため、使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。